

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三(四) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円
	譲渡資産の種類	3			圧縮限度額 の計算	22	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	23	
取得した補償金等の額		5		特別勘定を設けた場合	圧縮限度額	23	
					圧縮限度超過額 (21) - (23)	24	
保留地の対価の額		6		繰入限度額の計算	特別勘定に経理した金額	25	
					繰入限度額 (26) × (19)	26	
交換取得資産の価額		7		繰入限度超過額	繰入限度超過額 (25) - (27)	27	
					翌期繰越額の計算	28	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10			当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 $(10) \times \frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	11			期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32	
帳簿価額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)	12		圧縮限度額の計算	交換取得資産の種類	33	
	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	13			交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円
差益割合の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	14		圧縮限度超過額	交換取得資産の価額 (7)	35	
	取得した補償金等の額 (5)	15			交換取得資産の帳簿価額 (4)又は(14)	36	
	同上に係る譲渡経費の額 $(10) \times \frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16			交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18			計 (36) + (37) + (38)	39	
	差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$	19			圧縮限度額 (35) - (39)	40	
				圧縮限度超過額 (34) - (40)	41		

別表十三（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第64条から第65条まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の70から第68条の72まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額4」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。
 - (2) 「差益割合の計算」の各欄は、代替資産の圧縮記帳又は特別勘定の金額を算定する基礎となる差益割合等を算出するためのものですから、特別勘定を設けた場合には、翌期以降も記載してください。この場合において、「差益割合19」は、誤差のない程度に算出して記載する必要がありますが、一定の位で切り捨てることは差し支えありません。
 - (3) 「特別勘定に経理した金額25」には、措置法第64条の2第2項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。